

令和3年度事業報告

公益財団法人国際人材育成機構

令和3年度事業報告

公益財団法人国際人材育成機構（以下「当機構」という。）は、平成3年12月の設立以来、開発途上国の経済発展、国際相互理解の促進及び我が国の社会と産業の健全な発展に寄与するため、開発途上国からこれまで6万人を超える外国人技能実習生（以下「実習生」という。）を受入れ、また、開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業、開発途上国との青少年親善交流事業を実施してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、我が国及び派遣国の出入国制限等により、前年度から厳しい制約の下での事業実施となっており、本年度においても実習生の新規受入れがほとんど見込めなかったことである。

なお、本年度は中期事業計画の初年度に当たることから、費用構造改革、人事制度改革、基幹業務システムの再構築等を進め、コロナ禍における厳しい事業環境の中、効率的かつコンプライアンスを重視して中長期の目標を見据えながら事業を実施してきた。

以下、本年度に実施した事業について報告する。

記

1 中期事業計画の推進

コロナ禍の厳しい事業環境に対応した費用構造改革、人事制度改革、基幹業務システムの再構築等の明確化のため、令和2年10月に「中期事業計画2025とVision2030」を策定し、本年度はその初年度に当たることから、体制づくりや諸規定の整備を行った。

(1) 費用構造改革

厳しい財政事情の中、当機構の各種契約については原則一般競争入札に付することとしたほか、見直し可能な経費は見直しを行い、また、経費節減の観点から、全職員に対し日頃の業務においても節約の取組みについて協力を求めた。その結果、人件費を除く諸費用が、本年度は昨年度に比べ約4億円、率にして30%減少した。

(2) 人事制度改革

これまでの年功序列的給与体系により活性化が図れない等の課題を解消し、職員が働き甲斐のある制度への見直しを行うこととし、等級及び昇格・昇任規程、地域限定職員規程

及び役職任期規程を新設し、給与規定等関連する規程の改正を行い、令和4年度から実施することとした。

(3) 基幹業務システムの再構築

令和3年度においては、基盤強化計画の一環として、4月から9月に要件定義に基づく設計を実施し、10月からは順次開発を継続しながら修正箇所の修正を行った。

なお、令和4年度は継続中の開発を8月までに終了し、9月から新基幹業務システムの運用を開始する予定である。

2 コンプライアンス室（監査室）

令和3年度、コンプライアンス室（監査室）に寄せられた相談案件は、パワハラに関する相談が7件、セクハラに関する相談が1件あった。また、不正行為疑義事案に係る匿名の通報事案が2件あったが、事実確認の調査及び関係者からの事情聴取を行った結果、2件の通報内容は事実ではないことを確認した。

3 実習生受入事業及び職業紹介事業

開発途上国の若者の人材育成等のため、インドネシアをはじめとする各派遣国と連携して行ってきた実習生受入事業は、水際対策の長期化により、本年度の実習生の年間受入数は、3月以降の入国制限措置緩和に伴い入国した74名に留まった。

(1) 実習生受入に係る各種申請手続き等の支援

実習生として安全に入国し、適切に技能実習を行うために、入国前のPCR検査等を含む健康状態の把握、必要な外国人技能実習機構への申請手続き、出入国在留管理庁への在留関係諸申請等の手続きを行った。

なお、各国の水際対策の影響により帰国困難となった実習修了生等に対して、生活費支援やトレーニングセンターの宿泊提供、帰国便手配など必要な帰国支援を行った。

(2) 実習生に対する講習の実施

ア 入国前講習

派遣国が実施する入国前講習について、現地駐在員事務所と各派遣国労働省等と連携し、入国待機者へのオンライン講習や携帯電話による日本語会話練習など様々なフォローアッ

プを継続的に行った。また派遣各国のコロナ感染状況が落ち着いていた期間に、防疫対策を講じた対面講習を可能な限り実施し、入国再開に向けた準備を行った。

イ 入国後講習

日本語、生活一般の知識、入管法・労働関係法令等の法的保護講習、安全衛生教育等について対面講習とオンライン講習を併用し、感染防止対策を講じた講習が実施できるよう準備を行った。コミュニケーション向上を図るための評価基準の策定やテキスト、教案の見直しも行った。

(3) 受入企業懇談会及び技能実習・生活指導員懇談会（受入企業向け研修）

国内で前年度以上の新型コロナウイルス感染拡大が見られたことから、各懇談会（研修会）の開催は見送りとしたが、受入企業の実習実施責任者向けとして、当機構ホームページ内の会員企業専用ページに、当機構オリジナル研修教材「技能実習の運用について」及び「労働関係法令について」を掲載、配布するなどの研修会の代替策を講じた。

(4) 講演会の開催

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、人々を集めたイベント等の開催が困難となり、当年度における講演会（セミナー）は中止した。

(5) 訪問指導、実習生との面談

実習生が在籍している受入企業を月1回以上の頻度で訪問の上、外国人技能実習機構に認定された技能実習計画に基づいて技能実習が適正に行えているか確認し、必要な指導を実施した。実習生についてはできる限り宿舎でも面談を行うこととした。

なお、新型コロナウイルス感染予防の観点から訪問を拒む企業については、電話やメール等で実施状況の聞き取りや帳簿の確認を行い、必要に応じた指導を行った。

(6) 監査

3月につき1回以上の頻度で定期監査を実施すると共に、外国人技能実習機構に結果を報告し、実習認定取消しに該当する疑いがある事案が発生したと認められた時には、臨時監査を実施してその結果を同機構に報告した。

なお、その監査等の業務が適正に実施されているかの確認を指定外部役員が3月に1回の頻度で実施した。

(7) 事業報告書及び実施状況報告書の提出

外国人技能実習機構に事業報告書及び実施状況報告書を提出した。

(8) スーパーバイザー及び起業家育成のための通信教育の実施

技能実習3号の実習生に、通信教育「チームリーダー育成講座」の受講を奨励し、受講申込手続きから終了までのサポートを行った。

(9) 実習生への福利厚生

ア 消毒スプレー等の配布

実習生休日の集いは前年度に引き続き開催を見送ったが、福利厚生代替企画として、実習生の宿舎を訪問し、コロナ感染防止対策に関する指導文書及び消毒スプレーを配布するなどして感染防止の周知を図った。

イ 作文コンクール・ポスターコンクール

実習生の日本語能力の向上を図ること等を目的に、「アトム・ジャパン作文コンクール」を実施したところ、275作品の応募があり、最優秀賞1名、優秀賞2名、優良賞2名、佳作3名、奨励賞1名、進歩賞1名を表彰した。

また、災害や事故を防ぎ、日々健やかに実習できることを表現した標語及びスローガンを入れた「安全衛生ポスターコンクール」を実施したところ、518作品の応募があり、最優秀賞1名、優秀賞2名、優良賞3名、佳作4名、努力賞7名を表彰した。

ウ 実習生向け情報誌「みんなのひろば」の発行等

実習生の日本語能力の向上、地域社会との交流、健康や生活に必要な知識を学ぶため、実習生向けの独立した情報誌「みんなのひろば」を年6回発行し、公式サイトで周知した。また、公式サイト上にデジタルブックを掲載し、情報へのアクセス性を向上させた。

エ 実習生のメンタルヘルスケア

実習生の相談に迅速に助言指導するため、各派遣国出身者をカウンセラーとして委嘱し、母国語による電話相談を実施した。また、本部に設置しているフリーダイヤル電話による電話相談も実施した。

(10) 帰国実習生に対する就職支援

帰国実習生の就職促進については、各国のコロナ感染症の影響で十分な機会が得られない中、派遣国労働省主催のオンライン面接会を実施した。

また、帰国後の就労状況の定期的な調査を行うと共に、派遣各国政府による帰国実習生の起業創出のためのセミナー開催を支援した。

(11) 広報媒体の刷新

技能実習制度の理解促進及び当機構の正しい社会認知獲得に向けた情報発信を行うため、当機構の広報媒体（公式サイト、広報誌、カレンダー）を刷新し積極運用した。

ア 公式サイト

明るく開かれたイメージ作りとタイムリーな情報発信を心掛け、WEB マガジン等による一般層との接点づくりに努めた。ログインページを新設し、会員企業と実習生への情報提供の場として活用した。

なお、本年度は、これまで実習生を支援してきたノウハウを全国に発信する観点から、実習生のトラブル事例とその対処方策について掲載した。

イ 広報誌「With IM (ウィズ・アイム)」

会員企業だけでなく実習生とアテンド職員にも焦点をあてる内容に刷新した。年3回・各3、500部発行し、会員企業、関係団体等に配布したほか、一般層（外国人材の活用検討企業等）も意識し、公式サイトでデジタルブックを公開した。

ウ カレンダー「技能実習生が作る母国の料理」

実習生の料理写真を通じて実習生や彼らの母国への興味を喚起し、職場や地域でのコミュニケーションのきっかけになることを目指した。会員企業、関係団体等に配布したほか、SDGs系の媒体に紹介し好反応を得た。

(12) 実習生受入事業に係る職業紹介事業の実施

実習生候補者と受入企業との間の技能実習職業紹介事業を実施しているところ、派遣国等の協力を得て、雇用条件、就業環境等の資料を実習生候補者に提示し、実習生候補者が賃金、仕事内容を理解して雇用のミスマッチを生じさせないように努めた。

なお、受入企業の現地面接は、新型コロナウイルスの感染拡大により、オンラインによる面接会の機会を設けた。

4 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(1) 調査・研究及び資料の提供

派遣国の社会経済情勢、労働事情の情報を調査収集し、海外投資情報を広報誌

「With IM (ウィズ・アイム)」に掲載し、会員企業、関係機関、関係団体に配布した。

(2) 海外進出に関する相談・情報提供

会員企業等からの派遣国への海外進出の相談等については、最新の派遣国の経済・労働環境及びコロナ感染症に関する情報提供や、必要に応じて派遣国関係政府機関の紹介も行った。

(3) 講演会等の開催

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、人々を集めたイベント等の開催が困難となり、会員企業、海外進出を検討している企業等を対象とする講演会（セミナー）は中止した。

(4) 現地訪問団の派遣

現地訪問団の派遣については、各国の新型コロナウイルスの感染状況及び隔離処置等を勘案して実施を見送った。

5 開発途上国との青少年親善交流事業

国際的相互理解の促進を図ることを目的に日本と開発途上国の青少年の相互交流を行う人材交流事業は、我が国と派遣国の新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、本年度の実施を見送った。

6 建設・造船就労者受入事業及び無料職業紹介事業

我が国の建設・造船分野の人材需要に的確に対応するため、令和5年3月末までの時限措置として実施している建設・造船就労者受入事業については、派遣国の人材育成と企業ニーズに応えるため、本年度は建設就労者4社11名、造船就労者3社8名の受入れを行っており、技能実習受入事業と同様にコンプライアンスを重視して本事業を実施した。

また、建設・造船就労希望者と受入企業との間の無料職業紹介事業については、適正監理計画認定に伴う建設特定活動（建設就労）及び造船特定活動（造船就労）の開始期限が2021年3月31日（令和2年度末）をもって終了していることから、本年度の新たな無料職業紹介による雇用関係成立の斡旋はなかった。

7 特定技能外国人受入事業及び無料職業紹介事業

受入企業のニーズに応じ、また、我が国の外国人材活用施策に協力する意味で、特定技能の在留資格に係る新制度を当機構の新規事業としての国の関係諸機関に申請し、事業開始に必要な改正入管法に規定する「登録支援機関」の登録及び厚生労働大臣の「無料職業紹介事業」の許可を得ている。内閣府の認定が下り次第、事業開始できるよう各種準備を進めてきた。